

売買目的物の品質の契約内容への取込みについて : ドイツ売買法の合意説からの展開を手がかりに

田畑, 嘉洋

<https://hdl.handle.net/2324/7182250>

出版情報 : Kyushu University, 2023, 博士 (法学), 論文博士
バージョン :
権利関係 :



氏 名 : 田畑 嘉洋

論文名 : 売買目的物の品質の契約内容への取込みについて
—ドイツ売買法の合意説からの展開を手がかりに—

区 分 : 乙

論文内容の要旨

本論文は、目的物が品質に関して契約の内容に適合しないとされる場合(民法562条1項)の「契約の内容」とはどのようなもので、どのように定まるのか、また、契約の内容としてとり込まれ得る「品質」とは何かを明らかにすることを試みるものである。第1章では主に債権法改正に関する法制審議会民法(債権関係)部会での議論及び債権法改正前の売主瑕疵担保責任における物の瑕疵の判断基準に関する判例と学説の分析を通して、ある品質が契約の内容になっているかを判断する基準が十分に明確ではないという問題を指摘した。第2章以下では「品質の契約内容への取込み」についての示唆を得るために同様の制度に関するドイツでの議論を分析した。

第2章では、2001年末まで適用されていた債務法改正前のドイツ民法典(BGB)における欠点(瑕疵の一類型)概念の主観化の背景とその影響を分析した。ドイツでは、目的物が合意された種類に帰属していなかったという適性の異種物を欠点として処理するために、合意は物の性質にも及ぶとして欠点を合意違反と理解する合意説が主張されて通説化した。そのことの不可欠の結果として、それまで客観的欠点とされていた通常の性質の欠如も合意の範疇で理解されることとなった。もっとも、合意説に対しては、性質合意の内容の不明確性、及び、目的物が通常の性質を備えるという一般的性質合意の原則的な承認に対する批判も存在した。他方で、合意説の登場は物の瑕疵責任を契約責任とする今日的な理解への転換点にもなっており、合意説を出発点として欠点のない特定物の給付義務を肯定する見解が主張され、さらには特定物買主の追完請求権を一般的に肯定する見解も主張された。合意説とそこから派生した理論は債務法改正後における物の瑕疵責任法の体系とその解釈論を根底で支えるものとなっている。

第3章では、2002年から2021年まで適用されていたBGB434条1項の定める物の瑕疵をめぐる二つの議論、すなわち合意可能な性質の射程をめぐる議論と物の通常性の位置付けをめぐる議論を分析した。前者は、売主に物の瑕疵を根拠として履行責任が生じるのは何故かという問題、後者は、明示的合意が存在しない場合に目的物のあるべき性質をどのように決定するかという問題に関わる。以上の問題に対しては等価性という視点、つまり、どのような要素が当事者による物の価値評価に影響するか、どのような物に対して代金の支払いが合意されているかという視点が重要であることが指摘されている。そこから、物に関係する事情はすべて性質に含まれるとして性質概念を限定しない見解、目的物が通常の性質を備えるべきことは明示的合意が存在しなくても典型化された性質合意として契約の標準的内容を構成するという見解が非常に有力となっている。

第4章では、等価的とされた交換関係を事後的に実現させるという追完の機能と目的に着目して、ドイツにおける買主の追完請求権の限界付けと売主の追完権に関する議論を分析した。その結果、等価性という視点は、売主の義務の限界付けにも大きな意味を持ち得ることが明らかになった。買主は、単に合意された性質の物を得る権利だけを有するわけではなく、それを目的として、それに

見合うと両者が考えた額の代金を支払う義務も負担している。これを売主から見れば、その代金を得ることは合意された性質の物を引き渡すことの目的であり、両者の給付は密接不可分の関係にある。ここから、一方では、等価的とされた相互の給付が物の瑕疵の故に実際にはそうではなかったことから生じる対価的不均衡を根拠に追完請求権が限界付けられ、他方では、売主には買主の給付を得るために積極的な追完も認められると解する余地のあることが主張されている。

ドイツにおける議論の分析から、契約上どのような性質を備えた物が代金と等価的であるとされていたかが、物の性質についての売主の給付義務の内容を決定するために重要な役割を果たすこと、また、物の性質については売主の給付義務が容易に発生することが明らかになった。その成果に引き付けてわが国の民法 562 条 1 項を解釈するならば、まず、「品質」とは、代金決定に影響を与える余地のある、物に関わりのある事情のすべてであると解される。次に、ある品質が「契約の内容」になっているとは、契約の両当事者が一致してその品質の（不）存在の想定の下で代金が決定されたことと解される。両当事者が売買物を契約上どのような品質の物と想定して代金を定めたかが決定的である。契約に際して両当事者が目的物の品質に関して何ら言及しなかった場合にも、その物がその物として通常備えているはずの一連の品質を備えていることが抽象的に想定されて代金が決定されており、従って、それらの品質はあるべき品質として契約の内容に取り込まれている。